**『年末調整のお知らせ』**

今年も年末調整を行う時期となりました。「年末調整」とは、給料や賞与などの支払いの際に源泉徴収をした税額と、年間の収入の総額について納めなければならない正規の年税額とを比べ、その過不足を調整するものです。本資料をよくご確認いただき、各申告書にご記入の上ご提出ください。

**提出期限　令和　　年　　月　　日（　）**

**１．令和　　年分扶養控除等（異動）申告書**

　扶養控除等は、来年の１２月３１日現在（予定）で記入します。本申告書をご提出後、来年１２月３１日までに出産などで扶養親族等に異動があれば、すぐにお知らせください。

また、昨年記入していただいた扶養控除等申告書のコピーを一緒に配布しますので、今年の12月31日現在（予定）に変更がある場合には、「赤字」で訂正の上ご提出ください。変更がない場合には、そのまま提出してください。

　次のことに注意して**「扶養控除等（異動）申告書」** を確認してください。

　　　　◇二重申告がないか（夫婦で同じ子供を申告していないか）。

　　　　◇出産・結婚・子の就職等による扶養控除対象者に増減がないか。

　　　　◇配偶者の所得は95万円以下か、本人の所得は900万円以下か。

（95万円を超える配偶者はその年の配偶者控除等申告書に記載します。）

　　　　◇扶養親族の所得は48万円以下か。

|  |
| --- |
| *本人の収入*  →給与収入のみであればその収入が年1,095万円以下  　収入1,095万円－195万円（給与所得控除額）＝900万円（所得）  *配偶者の収入*  →パート・アルバイト収入のみであればその収入が年150万円以下  　収入150万円－55万円（給与所得控除額）＝95万円（所得）  →年金収入のみであれば65歳未満は年163万3,334円以下、  　65歳以上は年205万円以下であれば控除の対象になります。  　　65歳未満　163万3,334円－６8万3,333.5円（公的年金控除額）  ＝95万0,000.5円→95万円（所得）  　　65歳以上　205万円－110万円（公的年金控除額）＝95万円（所得）  *扶養親族の収入*  →パート・アルバイト収入のみであればその収入が年103万円以下  　収入103万円－55万円（給与所得控除額）＝48万円（所得）  →年金収入のみであれば65歳未満は年108万円以下、  　65歳以上は年158万円以下であれば控除の対象になります。  　　65歳未満　108万円－60万円（公的年金控除額）＝48万円（所得）  　　65歳以上　158万円－110万円（公的年金控除額）＝48万円（所得）  ☆遺族年金・失業給付等は、この所得には含まれません。 |

**２．令和　　年分保険料控除申告書**

◎全員の方に用紙を配付しますが、該当しない方も氏名等のみご記入の上ご提出ください。

（１）**「保険料控除申告書」**

　　一般の生命保険料控除\*

　　介護医療保険料控除

個人年金保険料控除 必ず証明書を添付

　　地震保険料控除

　　社会保険料控除

　小規模企業共済等掛金控除

＊一般の生命保険料のうち旧生命保険料に関して、一契約あたりの支払額が9,000円以下の場合にも証明書の添付をお願いします。

　　　①生命保険料控除

* 本人が本年度中に支払った保険料ですか。
* 一般の生命保険もしくは介護医療保険の保険金受取人が、本人または配偶者その他の親族ですか。
* 個人年金保険の保険金受取人が、本人または配偶者ですか。
* 剰余金などの分配がある場合は、控除してありますか。
* 翌年分も一括して前納した場合の保険料は、正しく按分計算されていますか。

　　　②地震保険料控除

* 本人が本年中に支払った保険料ですか。
* 別荘や通常生活に必要ないものを保険の目的としていませんか。
* 平成18年12月31日以前に契約した旧長期損害保険契約も対象になります。

　　　③社会保険料控除

* 本人または本人と生計を一にする親族（配偶者を含む）が負担することとなっている保険料のうち、本年中に支払った保険料ですか（国民年金・国民健康保険等の保険料を含みます）。
* 親族の年金から源泉徴収された社会保険料ではありませんか。
* 国民年金や国民年金基金の保険料以外は証明書は必要ありません。

**3．令和　　年分基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書**

3つの申告書が1枚にまとまっています。

①基礎控除申告書

　本年中の合計所得金額が2,500万円以下の方は記入してください。

②配偶者控除等申告書

本人の合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者の合計所得金額が133万円以下の方が記入してください。

|  |
| --- |
| *本人の収入*  →給与収入のみであればその収入が年1,195万円以下  　収入1,195万円－195万円（給与所得控除額）＝1,000万円（所得）  *配偶者の収入*  →パート・アルバイト収入のみであれば、その収入が年201万5,999円以下。  →年金収入のみであれば65歳未満は年214万0,001円以下、65才以上は年243  万円以下であれば控除の対象になります。  65歳未満　214万0,001円－８1万0,000.25円（公的年金控除額）  ＝1３3万0,000.75円→133万円（所得）  65歳以上　243万円－110万円（公的年金控除額）＝133万円（所得） |

③所得金額調整控除申告書

　本人の当社における給与収入が850万円を超え、かつ、つぎのいずれか1以上の要件に該当する方は記入してください。

　・扶養親族が年齢23歳未満

　・本人が特別障害者

　・同一生計配偶者が特別障害者

　・扶養親族が特別障害者

◎その他ご不明なことがあれば、お気軽にご相談ください。